

令和8年4月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	4月1日	特別区道調査測量委託（単価契約）	令和9年3月31日	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	単価契約	本業務は、同時期に複数現場の土地や権利関係の調査・測量・立会いをする必要が多々あるので、測量業務に精通し、登記手続を業務とする土地家屋調査士を数多く手配できることが必須の要件となる。この点において、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地家屋調査士の約5割が所属している指定事業者以外に存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
2	4月1日	墨田区画街路第12号線土地境界測量委託（単価契約）	令和9年3月31日	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	単価契約	本件は、境界確認の合意を得ることができていない隣接土地所有者と筆界を特定する必要がある、不動産登記法第14条第1項に規定される地図作成業務と同様の内容である。 指定事業者は、土地境界の問題を解決するADR（民間紛争解決手続）認定土地家屋調査士が在籍しており、地図作成に係る専門的技術を有する都内で唯一の事業者であるため、本件を迅速かつ円満に履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	立体化推進課
3	4月1日	すみだトリフォニーホール大規模改修に伴う設計業務委託	令和9年9月30日	株式会社日建設計 東京オフィス	453,200,000	本施設は錦糸町駅北口地区市街地再開発事業により一体整備された施設の一部であり、加えて、コンサートホールとして高水準な音響特性や舞台設備を有するなど、特殊性の高い施設である。 本施設の設計者である指定事業者は、施設に係る技術的知見や情報、経験等において質的・量的優位性を有していることから、特殊性が高い本施設の性能を担保しつつ、機能向上を図ることを目的とする本業務を履行できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
4	4月8日	中川小学校屋内運動場バスケット装置修繕工事	令和8年6月30日	株式会社舟岡製作所	2,970,000	中川小学校においては、指定事業者の製作した天井格納型バスケットゴール設備一式を導入している。本件工事は、当該バスケットゴールのうち、バスケットゴールの昇降を行う吊上装置を取り替えるものであるが、指定事業者の製造した吊上装置を設置し、調整を行わなければ、既設のバスケットゴールとの互換性を確保できないため、本工事を施工することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
5	4月24日	公共施設（建物）長期修繕計画に基づく包括設計業務委託（令和8年度～令和9年度分）	令和10年2月24日	日本郵政建築株式会社	88,000,000	本業務を行うに当たり「特定建築等設計業務に関する設計業者選定要領」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月28日付け6墨企フ公第351号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課